

## 景観基本計画と景観計画

### 景観基本計画

高槻市景観条例に基づき定める、良好な景観形成の方針や取り組みを示すマスタープラン。市民、事業者、行政が景観の価値観を共有し、同じ目標に向かって良好な景観の実現に向けた景観まちづくりの取り組みを推進するために策定する。

### 景観計画

景観基本計画で示した景観形成の目標を実現するため、景観法第8条に基づき具体的な行為規制や景観形成の基準を定めた計画。

#### (景観法第8条)

景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第11条及び第14条第2項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

#### 景観計画に定める事項

必須事項	選択事項
景観計画の区域 良好な景観の形成に関する方針 行為の制限に関する事項 景観重要建造物・樹木の指定の方針	屋外広告物に関する行為の制限に関する事項 景観重要公共施設の整備に関する事項 景観重要公共施設の占用等の基準 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 自然公園法の許可基準ほか

#### (景観条例が根拠)

高槻市景観基本計画

#### (景観法が根拠)

高槻市景観計画

良好な景観の形成

良好な景観形成に資する行為規制を担保するものとして法に基づく実効性・法的強制力を有する計画をつくる

#### 特徴

- ・ 景観法が施行され、景観行政団体である高槻市が定める景観条例は、景観法を根拠として景観行政に大きな役割を果たすことが可能となった。
- ・ 景観法が直接的に景観行政を運用するのではなく、地方自治体の景観に関する計画や条例などに、実効性・法的強制力を持たせるものとして大きな意味を持つものとなっている。